

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の 施行に伴う関係法律の整備等に関する法律について

令和7年6月
法務省民事局

法律の概要

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴い、民法、動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律等の計26の関係法律の整備等を行う。

法律の内容

民法の改正

- ✓ 債権譲渡担保権と同様に、債権質権者は目的である**債権全額を取り立てることができる**こととするなどの改正を行う【民法第366条関係】。
- ✓ 動産譲渡担保権と同様に、抵当権は、被担保債権の**不履行があれば未収取の果実に及ぶ**こととする【民法第371条関係】。

動産・債権譲渡特例法の改正

- ✓ 法人がする動産又は債権の譲渡について、登記をすることで、民法上の対抗要件（引渡し・通知承諾）の具備があったものとみなす制度（動産・債権譲渡登記制度）。
- ✓ 債権譲渡登記につき平成10年10月から、動産譲渡登記につき平成17年10月から運用が開始
- ✓ 動産譲渡担保権、債権譲渡担保権等の**十分な公示を行う**ため、競合担保登記目録、所有権留保登記を新設するなど、登記制度の見直しを行う。
- ✓ 詳細は次ページ

民事再生法、会社更生法等の改正

- ✓ 民事再生、会社更生等における担保権実行手続中止命令について、譲渡担保権と同様に、債権質権につき裁判所が**実行の禁止**を命ずることを可能とし、**中止命令に条件を付する**ことを可能とするなどの改正を行う【民事再生法第31条・会社更生法第24条等関係】。

その他

- ✓ その他、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴い、下記の法律の整備等を行う。
 - ・ 民事執行法
 - ・ 民事保全法
 - ・ 民事訴訟費用等に関する法律
 - ・ 企業担保法
 - ・ 事業性融資の推進等に関する法律
 - ・ 国税通則法
 - ・ 地方税法
 - ・ 登録免許税法 等

施行日

- 譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行日

整備法の主な改正項目—動産・債権譲渡特例法の改正

現状

- 動産・債権譲渡特例法は、法人がする動産又は債権の譲渡について、登記をすることで、民法上の対抗要件（引渡し・通知承諾）の具備があったものとみなす制度（動産・債権譲渡登記制度）を設けている。
- 譲渡担保においては、対抗要件を具備する方法として、動産・債権譲渡登記が多く用いられている。

改正の内容

- 制度全般に共通する見直し
利便性向上等のため、以下の見直しを行う【第7条関係】。
 - ✓ 当事者の会社法人等番号があれば必要的記録事項とする。
 - ✓ 動産譲渡登記における**動産の特定方法を緩和**
 - ※ 所在場所の特定は必須としない。
 - ✓ 動産譲渡登記の存続期間を10年間から**20年間に延長**
 - ※ 債権譲渡登記は現行期間（債務者の特定の有無により50年間又は10年間）を維持
- 譲渡担保に関する見直し
譲渡担保権等の十分な公示を行うため、登記原因を譲渡担保とする譲渡登記について以下の見直しを行う（右イメージ参照）。
 - ✓ 譲渡担保権者に関する記録欄の創設【第7条関係】
 - ✓ ①転譲渡担保権の設定の登記、②譲渡担保権者等の氏名等の変更の登記、③譲渡担保権等の移転による譲渡担保権者等の変更の登記を可能とする【第10条の2～10条の4関係】。
 - ✓ 競合担保登記目録の創設【第10条の5関係】
 - ✓ 譲渡担保権等の順位の変更の合意の登記を可能とする【第10条の6関係】。
 - ✓ 新たな譲渡登記をする方法により、根譲渡担保権の分割譲渡の登記を可能とする【第10条の7関係】。
- 所有権留保に関する見直し
動産譲渡登記に準じて、**所有権留保登記**を創設【第13条の2関係】

改正後の登記のイメージ

第1層：現行の登記ファイルの記録事項

概要事項	動産個別事項
【登記の目的】：動産譲渡登記 【譲渡人】：甲商事(0100-01-111111) 【譲受人】：A銀行(0100-01-222222) 【登記原因(契約の名称)】：譲渡担保 【登記番号】：第2025-0001号 【登記年月日時】：令和7年1月6日10時00分	【種類】：油圧式プレス機 【その他特定事項】：製造番号AB0001

第2層：譲渡担保権に関する事項

【譲渡担保権者】：A銀行(0100-01-222222)

【商号変更】
【譲渡担保権者】AA銀行(0100-01-222222)

【譲渡担保権移転】
【譲渡担保権者】B銀行(0100-01-333333)

【転譲渡担保権の設定】
【転譲渡担保権者】C銀行(0100-01-444444)

第3層：競合担保登記目録

【競合担保登記の登記番号】
1 登記番号 第2025-0001号
2 登記番号 第2025-0002号

【順位の変更の合意】
第2025-0002号を1番、第2025-0001号を2番とする順位変更合意

- 所有権留保登記においては、
【譲渡人】→【留保買主等】
【譲受人】又は【譲渡担保権者】→【留保売主等】と表記

改正により追加